

暮らしと自治 くまもと

2022年7月号

第189号(通巻252号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所
 熊本県中央区神水1-30-7 コモン神水
 TEL & FAX 096-383-3531
<http://k-jitiken.blogspot.com/>
 メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

「被災者が求めるダムによらない治水を語る会」レポート ダムを造らず、自然豊かな川を取り戻そう

八代市議会議員 橋本 徳一郎

4月16日（土）13時30分より表記集会が実施され参加した。参加者は約70名。

最初に川辺川現地調査実行委員長の中島熙八郎熊本県立大名誉教授から集会の趣旨が説明される。水域の住民の要求をマッピングすることはこれまで実施されておらず、目に見えるものにすることは大変有意義である。今後の運動にも大いに役立つ。

発言は上流から行われるが、それに先立って瀬戸石ダム撤去・肥薩線復活の署名呼びかけが高木正孝さんより行われた。「肥薩線復活には瀬戸石ダムが大きな障害となっている。JRは鉄路復旧に200億円以上が必要との試算をしているが、瀬戸石ダム撤去による水位上昇を抑えることにより、その費用は大きく抑えることができる」と説明。署名の協力を求めた。

球磨川水系自治体の上流から下流までの被災状況や現在行われている復興計画策定などについて、それぞれの立場から発言された。流水型を含むダムについては、総じて不要の意見が出されている。

被災者の発言は、最初に人吉市のHさんから。午前7時ごろから球磨川の水が堤防を越え始め、2階に避難した。7時30分ごろが水位のピークと

なり、2m上昇し2階まで水がきた。近所の消防署に助けを求める、職員がロープを持って泳いで安全な場所に避難することができた。流水型ダムは止める必要がある。ダムでは7.4災害の水は処理しきれないどころかかえって危険になる。ダムによらない治水の徹底が必要。川の中に溜まった土砂の除去が何よりも必要。人吉市でいえば中川原の撤去は必要。災害当時は2mの水位上昇を招いている。市街地を守り観光に配慮した堤防を求める。人が亡くなった状況など氾濫支流との関連の検証が不十分。山の保水力の復活と保全に力を入れるべき。

2番目は球磨村渡地区のIさん。水が来ないよう作られた堤防との説明だったが、堤防を越えてきた。汲み上げのポンプは稼働せず。支流の小川から水や流木が先に増えている。暗いうちから水位上昇。10時ごろには屋根まで水が来た。7.4水害は中流域の方が先に氾濫している。上流のダムの効果は期待できない。川の堆積土砂は除去されているが、今は水面ギリギリまでしか取られていない。川を元の状態に戻してほしい。JRの線路や道路の高さは元の高さと聞いているが、情報が少ない。別のところに移す必要があるのでない。

「被災者が求めるダムによらない治水を語る会」レポート	
ダムを造らず、自然豊かな川を取り戻そう	橋本 徳一郎 1
山都町の移住定住の取組みを通して	兼瀬 明彦 3
有明海再生のためには開門調査が避けて通れない	北園 敏光 5
水俣病を巡る司法の動向～水俣病被害者互助会	
認定義務付け訴訟判決に触れながら～	板井 俊介 7
中小企業家振興基本条例制定運動	山本 友晴 8
<第2回地域交流会報告>	
御船町の巨大な産廃施設 ホントに必要？	福川 雅三 9
<2022年度総会報告>調査・研究成果を広く住民に届け、	
みんなで会員拡大に取り組もう！	10
読者のひろば	右田 捷明・榎本 光男・杉本由美子 11
コラム 肥後の散歩道（北岡秀郎）・イベント・注目の書籍紹介	
・編集後記	12



☆もくじ☆

いか。遊水地（池）の計画があるが、農地としての活用も検討して欲しい。山の皆伐を見るとゾッとする。森林保全が必要。家の再建は元の場所では難しいと思う。賃貸住まいであったため具体的な説明は受けていないが、選択肢が少ないと思う。

3番目は相良村のOさん。川辺川との合流点はどうなっていたのか？国・県の検証は不十分。球磨川第四橋梁は相良村の文化財登録されていた。復活してほしい。河村駅付近は3mの水位上昇、一武駅付近は自然堤防となった。遊水池ではなく遊水地として平時は農業をさせてほしい。必要な時だけ水を入れて被害補償をすれば良い。相良村は自治体独自の政策で被災者負担を可能な限り減らすよう工夫されている。

休憩に入り、記者からの個別質問が発言者に対して行われていた。渡地区の治水対策、被災家屋への補償などに対する質問がよく聞こえてきた。

後半は球磨村神瀬地区からの発言から。Uさんより。別紙資料が配布されており、最初に話のポイントを説明。「川辺川の流域面積（川辺川に流れ込む山の面積）の広さを根拠とするダム建設だけで、球磨川流域全体の支流で発生した豪雨災害の治水問題を解決しないでほしい。全てを解決できることではないので、住民の生活再建と地域の人の再生を重視してほしい」というのが、神瀬地区の住民の願い。支流からの内水氾濫と大岩・日当地区での山腹崩壊による土砂被害が先に発生したことが死者を出したと考えられる。

5番目は八代市坂本地区のHさんより。荒瀬ダムができる前の球磨川の様子は、年数回の浸水はあるものの水が引いたら数日で元の生活に戻っていた。「ダムができれば浸水はなくなりますよ」と説明され、ダム建設に賛成した。ダム完成後10年間は浸水しなかったが、次に浸水した時は様子が変わっていた。ヘドロが流れ込み、数か月たっても元の生活に戻れない。このときはじめて「水害」という言葉を使ったことを覚えている。荒瀬ダム、瀬戸石ダム、市房ダムの完成により特に被害が顕著になった。堤防整備をするたびに川幅が狭められ、水の流れがおかしくなっている。元の川幅に戻せば水位は下がる。ダムは必要ない。

最後、6番目に八代市の南さんが発言。萩原地区の河床断面図を用いて説明。堆積土砂により埋まり、流下可能な水量が減っていると考えられる。貯まつた土砂を除去することでもっと多く流すことができる。土砂の発生源は荒れた山。林業を自伐型にすることで山が保全され、不要な土砂や流木の発生を防ぐことができる。

6名の発言の後、質問時間が取られた。八代市の坂本支所のかさ上げを市が独自に3mで行うこ

とが報告されていることについて状況説明が欲しいとの質問が出され、筆者が回答。今年、2月に学識者懇談会を開催、懇談会は2回で終了。議題は支所再建の具体的あり方について問うもので、元の場所は地盤として不安定な場所であるため再検討するというもの。具体的には3案が用意される。1つは今までの案「元の場所に3mのかさ上げをして再建」。2つ目は「線路側のものとの河岸の上にかさ上げをして（高さは不明一一例では1.6mのかさ上げ）県道を川側に付け替えて支所や消防署、災害公営住宅などを建てる」というもの。3つ目は「河川公園の下流側にかさ上げをして支所などを建てる」というもの。1つ目と3つ目は地盤的に同じ条件となり、安全性という点で問題があるという結論。2つ目は私有地の買収などの手間がかかるが、安全性では最も高いため、元の河岸上に支所などを建てる案で落ち着いた。ここで気になるのが、かさ上げの高さ。もともと3mとされていたのが1.6mのかさ上げに土砂を逃がすために1.5mのピロティを設けるとしていること。執行部はあくまでも一例としているが、具体的に示されていることを考慮すると実質的な後退とも考えられる。

最後に中島康氏より「ダムは国のついた二大嘘の一つです」との資料も使い、まとめの発言がされた。「未来のための無限のエネルギーとして、原子力発電とダム建設を強引に推し進めています。使用済み核燃料や危険性のことなどは何も言わず、ダムについては河川流域に住む人々の安全にはなくてはならないものであるとしています。しかし、莫大な費用をかけながらも、効果はほとんど見られず、多くの人たちがダム災害に苦しんでいます。大きくは以下の6点。1、日本ではダムによる治水は不可能。2、ダムのある川の下流に清流はありません。3、ダムは自己の安全のためには下流に住む住民の安全を無視します。4、流水（穴あき）型ダムといえども、ダムは生態系を断ち切り、自然是分断されます。5、ダムは生態系を破壊し人の営みまでも破壊します。6、川の変化は海の状態を大きく破壊します。

今、ダムを造ろうとする流れを踏みとどめ、自然豊かな川を取り戻そうではありませんか」と締めくくられている。川のことは流域住民に聞くのが一番だということは昔から言われている。流域住民の声を反映しない治水計画は成功するはずがない。ダムを中心とした治水計画は白紙に戻し、ダムなし治水の徹底を住民とともに英知を結集して作り上げることが必要だと、改めて感じた会であった。

山都町の移住定住の取組みを通して

合同会社ブレーマームジック代表 兼瀬 明彦

○はじめに

近年の田園回帰などの地方への移住思考は、リーマンショックによる世界同時不況や東日本大震災などによって強まった。それにより人々の価値観は、モノ、金がある豊かさから時間や生活そのものの充実感などのそれまでとは違った豊かさを求める人が増えていることを示していると私は考える。このような社会現象は、現在山都町で携わらせていただいている移住定住の事業の中からも感じとることができている。この文章では、山都町での移住定住事業の具体的な内容や実務を通して感じたことについて述べたいと思う。

○山都町の概要

山都町は阿蘇外輪山の南側に位置し、阿蘇外輪山から緑川まで下る山々と、緑川から九州山脈まで登る山々の中にある中山間地域である。矢部町、清和村、蘇陽町が平成17年に合併し山都町となった。現在の人口は1万4,000人ほどである。農業が盛んな地域で、トマト、ピーマン、キャベツなど高冷地野菜の産地となっている。有機農業も盛んで昭和50年ごろから有機農業が盛んに行われており、近年は全国的な知名度もある。ここ数年は有機農業を中心としたまちづくりが行われており、有機農業推進計画の策定やSDGs未来都市に選定されたこともあり、持続的なまちづくり事業が行われている。また、移住定住の事業では、移住者の活躍や移住者数の増加の実績もあり、熊本県内でも移住者の多い町として知られるようになった。

○山都町の移住定住の取組み

山都町は移住定住事業を進めるための拠点として平成27年に山の都地域しごとセンターを設置した。山の都地域しごとセンターは、山都町が移住定住の事業を第3セクターに事業委託し運営している。いわゆる移住定住事業の中間支援組織である。山の都地域しごとセンターの主な業務内容としては、1. 移住希望者のワンストップ相談窓口、2. 空き家バンク制度の運営サポート、3. 農業に関する相談の対応を行っている。

1. 移住希望者のワンストップ窓口としては、移住希望者の相談対応や住居や仕事などの紹介、

移住先の集落への紹介、移住時や移住後の相談対応など、移住者への移住検討段階から移住後の幅広いサポートを行っている。山都町への移住目的としては、田舎暮らしや農業をしたいなどの相談が多い。農業相談では、有機農業での新規就農を希望する相談が多い。相談の対応としては、移住相談の要望内容により住宅、仕事、農業者、各種制度への紹介やサポートである。移住者の求める住居は安価で入居できる空き家が多いが、山都町には短期滞在施設という最大1年間入居できる施設があり、その施設に住みながら次の居住地を探すケースも多い。山都町には関東、関西、九州など様々な場所から移住した人が多く、平成27年4月から令和4年3月までの7年間で山の都地域しごとセンターを経由して移住したのは82世帯158人である。また、移住後のサポートも行っており、移住者交流会として移住者同士のコミュニティ形成を目的としたワークショップや、地域や集落を知つもらうことを目的としたしめ縄づくりや、地域を歩くフットパスなどを開催している。移住後の地域や生活についての相談対応も行っており、移住後の定住率を高めている。

	世帯数	人 数
平成27年度	5	9
平成28年度	6	25
平成29年度	8	12
平成30年度	13	23
令和元年度	16	28
令和2年度	15	27
令和3年度	19	34
合 計	82	158

【山の都地域しごとセンターを経由した移住者数】

2. 空き家バンク制度の運営サポートとしては、山都町の空き家バンクへの物件登録、利用登録のサポート、空き家改修補助金の申請サポート、利用希望者への空き家紹介やホームページでの物件公開などを行っている。空き家バンク物件の契約成立件数は、平成28年4月から令和4年3月までの6年間で107件となっている。また、空き家バンク制度は町内在住者も利用することができ、約

半数が町内在住者の利用である。町内在住者の空き家バンク物件への入居は、平成29年4月から令和4年3月までの5年間で56世帯159人となっており、町内在住者の定住に貢献している。空き家物件については年々相談件数が増えており、移住希望者、町内在住者共にリーズナブルな住宅を求めている傾向が伺える。また、山都町内の住宅不足も大きな要因であると考える。

	賃貸	売買	計
平成28年度	11	1	12
平成29年度	12	4	16
平成30年度	16	4	20
令和元年度	12	4	16
令和2年度	17	4	21
令和3年度	18	4	22
合計	86	21	107

【空き家バンクの物件契約成立件数】

	世帯数	人数
平成29年度	6	16
平成30年度	15	47
令和元年度	11	28
令和2年度	10	32
令和3年度	14	36
合計	56	159

【町内在住者が空き家に移動した世帯数と人数】

3. 農業に関する相談の対応としては、農業体験やインターンシップ希望者の対応や農業体験、インターンシップの実施、新規就農希望者の対応や山都町農業研修制度の運営を行っている。農業体験やインターンシップは、受入農家とマッチングを行い、受入農家の農作業や出荷販売など実務を通して体験し学ぶことを行っている。山都町研修制度は、1~2年間の実務研修と月2回開催する座学を受け、新規就農を目指す制度である。平成30年4月から令和4年3月までに6名が研修を修了し、山都町で新規就農している。空き家の紹介や農地の紹介も行っており、移住と新規就農を一環して山の都地域しごとセンターでサポートしているのも特徴であると考える。

○私の移住定住事業への想い

私は山都町（当時矢部町）で生まれ、高校生までを山都町で過ごした。熊本市、東京都など青年時代を町外で過ごしたが、30歳を目前にして山都町へ帰郷した。私が地元を離れている間に母校の小学校が廃校になり、商店や施設もなくなってい

た。しかし、都市部を経験した私にとって、過疎が進んでいても豊かな自然や多様な人づきあいや根拠のある文化が素晴らしいものであることに気付かされた。30歳を超えて入学した熊本県立大学の農山村域学研究室において移住者の定住についての研究により、地元で起こっていることや実践していることを学術的にも俯瞰しても見ることができた。研究では、移住者の定住の要因となるものは、一つは農業や自然の中での豊かな暮らしなどの自身の実現したい生活ができる事。二つ目に、移住した集落や地域の人々と繋がりがあり、その中に自分の役割があることであることが分かった。修士課程修了後に現在の山都町の移住定住の事業に携わらせていただいているが、研究は事業の中で活かすことができている。山都町への移住者は、新規就農やカフェなどの開業、自然に囲まれた暮らしなど、移住当初の目的を実現し充実した暮らしをしている。その生活の中に地域の人との関わりによる学びや助け合いなどがあり、さらに充実した楽しいものになっているように感じる。

山都町のここ10年の人口動態は、年間自然減が300人程度、社会減が100人程度となっており、年間で400人程度の人口減少ペースである。山の都地域しごとセンターの事業は、ざっとの計算で年間50人程度の人口減少を食い止めている。人口動態は町の活性において大きなものだが、私はこの事業を実施する上で地域や集落の人々が山都町という農村を満喫した充実な生活があることが人口動態云々よりも重要であると考える。たとえ移住者が増え人口が増加したとしても、その移住者と地域や集落の間にトラブルがあっては双方が豊かに暮らしていくことができなくなる。そのことで私が移住希望者への対応で最も気を付けているのは、その移住希望者が山都町に住んだ場合、地域や集落の人々と協力し生活できるかどうか判断することである。山の都地域しごとセンターを経由して移住した人達は、地域や集落の人を尊敬し、協調し合いながら助け合って生活している例が多い。また、農地の継承など集落の担い手として期待できる移住者も増えつつある。この事業を通し、移住者と地域、集落との良好な関係性を多く作り、山都町でしかできない自然や四季を味わい、豊かな生活を送る人々を一人でも多く増やすことが私の目標となっている。それが農山村の持続的な町としての可能性だと考える。

有明海再生のためには開門調査が避けて通れない

荒尾市議会議員（有明海再生NET事務局）北園 敏光

確定判決を「無効」とした福岡高裁の驚くべき不当判決

今年3月25日、最高裁から差し戻された「諫早湾潮受け堤防の開門調査を命じた確定判決の効力」について、福岡高裁が再び無効とする判決を言い渡しました。私は傍聴席で直接判決を聞きました。それまで国に対し和解協議を執拗に求めてきた裁判官に対し、私は尊敬の念を持って裁判傍聴に臨み勝訴を確信していましたが、裁判官が国側の主張をすべて認め、開門確定判決の効力を無効とする判決を言い出したのを聞き、怒りを通り越して裁判官の豹変ぶりに驚くばかりでした。

判決は、「漁業者一人当たりの漁獲量は増加傾向にある。水害の恐れがあり、堤防締切の必要性が高まっている。開門すれば、塩害などで営農できなくなる」など、まったく根拠のない理由でした。有明海ではタイラギは10季連続休漁が続き、特産の魚介類は漁獲が激減し、以前は食べもしなかったクラゲやシバエビを探るようになり、その分だけが増えているだけです。これまで一度だけ行われた短期開門調査では被害は起こっていません。漁業者側は開門に当たって、代替水源を確保した上で、この時と同じ方法とさらに対策工事も含めて農業への被害は回避できると具体的に提案しており、営農ができなくなることはあり得ません。この不当な判決に対し、馬奈木昭雄弁護団長は「確定判決を足蹴にした國の態度を裁判所が追認する。こんな判決を許せば社会は成り立たなくなる」と強く非難。堀良一弁護団事務局長は、確定判決を無効とする場合の最高裁判例「著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合であることを要する」という厳格な判断基準からすると、こうした杜撰な判断で確定判決に基づく強制執行を権利濫用とすることは許されないと指摘しています。

折しも、潮受け堤防締め切りから今年4月で25年を迎いますが、これまでにない規模で佐賀県鹿島市から太良町方面の有明海西南部地域にかけて、海苔養殖期に赤潮が発生し、秋芽の色落ちとともに冷凍網による収入も望めなくなり、廃業や自己破産せざるを得ないという深刻な事態となっています。裁判官には、この事態が何度も訴えられま

したが、まったく無視されました。

有明海の『恵み』の激減と諫早湾干拓事業 有明海異変直後、一度だけ実施された短期開門調査

アサリの産地偽装問題が騒がれましたが、20年前から外国産アサリが「熊本産」として違法に販売されてきました。このことについて、熊本県立大学の堤裕昭学長は「その根底には、かって全国の4割を占めた地元産のアサリの漁獲量がピーク時の100分の1から200分の1に減り、2020年7月豪雨の後は、ほぼ『壊滅状態』になってしまったことがある」「県産アサリが激減した背景には、さまざまな要因がある。1980年代前半には白川や緑川河口で稚貝が死滅し、後の調査で干涸のマンガン濃度上昇が影響したとわかった。上流の川砂が建設資材用に過剰採取されたことが原因」と説明されています。

有明海に注ぎ込む河川のほとんどに堰がつくりて砂の供給が激減し、とりわけ筑後大堰の影響が大きいと言われてきました。これに追い討ちをかけたのが諫早湾の干拓工事です。1986年に防災と農地造成を目的とした国営諫早湾干拓事業が始まり、1997年に諫早湾は潮受け堤防で完全に締め切られ、干涸は干上がり、そこに棲んでいた生物は全滅。その後2000年末から有明海全域に大規模な赤潮が発生して養殖ノリが色落ちし、『有明海異変』と言われた記録的な不作となり、漁民数千人が諫早湾に結集し開門を求める抗議行動に立ち上りました。

これを無視できなくなった農水省は2001年12月有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会を設置し、開門調査について「諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、開門調査はその影響の検証に役立つと考えられる。現実的な第一段階として2ヶ月程度、次の段階として半年程度、さらにそれらの結果の検討を踏まえての数年の、開門調査が望まれる。調査にあたって、開門はできるだけ長く、大きいことが望ましい。・・できるだけ毎日の水位変動を大きくし、できる干涸面積を増やすことが望ましい」という見解をまとめました。2002年4月から5月にかけて、わずか3週間ですが短期開門調査が実施され

ました。「島原半島沿いに開門期間中に限って大規模な潮目が発生し、開門後3～4日で調整池の水の濁りが消え水質が劇的に改善し、例年は夏を越せない小長井のアサリが翌年まで生残し、有明海奥部で何年も捕れなかったタイラギが立ち、有明町沖合に多数の稚魚が現れた」等の劇的改善が証明されました。この短期開門調査の実施後の2004年5月、当時の農水大臣が潮受け堤防排水門の「中・長期開門調査」について、一方的にその実施を見送ることを表明したのです。

まさに、短期開門調査の結果から、さらに開門調査を実施すれば、間違いなく有明海の環境復元が進むことに危機感をもった農水省が、開門調査を拒否したとしか考えられません。結局、それ以降農水省は一貫してこの開門調査見送りの判断を頑なに維持し、「開門調査を含んだ和解協議」をいっさい拒否する姿勢を貫いてきたのです。開門調査こそが有明海再生の唯一の手段であることを、農水省自身が認めていると言わざるを得ません。

干拓工事の中止と開門調査実現・有明海再生へ向けて始まった「よみがえれ！有明訴訟」

「よみがえれ！有明海訴訟」は2002年11月、締め切られた潮受け堤防内の諫早湾西工区前面堤防工事差止の仮処分を求めて始まりました。2004年8月、佐賀地裁は諫早湾干拓と有明海の漁業被害に一定の因果関係を認め、干拓工事の中断を命じる歴史的仮処分決定を下しました。判決直後に工事中の重機などはいなくなり、工事は完全にストップしました。しかし、2005年5月、福岡高裁が仮処分を取り消し、工事は再開してしまいました。この不当決定・不当裁決が引き金になり原告数はさらに増え、最終的に2,533人（漁民1,357人、市民1,176人）に激増、2008年6月、佐賀地裁が「開門せよ」という画期的判断を下すに至りました。国は控訴しましたが、2010年12月、福岡高裁が一審の佐賀地裁の判断を支持し開門調査を命じ、当時の民主党政権が上告を断念したことにより判決が確定したのです。しかし、農水省は「開門調査」を実施するどころか、自民・公明政権に変わった2014年1月、開門命令の「無効化」を求めて提訴したのです。同年12月、佐賀地裁はこれを認めませんでしたが、国は控訴し2018年8月、福岡高裁は「原告の漁業権は提訴から10年を経過しすでに消滅している」として、「無効化」を認める不当な判決を出しました。その後、2019年9月、最高裁がこれを福岡高裁に差し戻して審理が進められましたが、今年3月福岡高裁は国の主張をすべ

て受け入れ確定判決の「無効化」を認めたのです。

潮受け堤防締め切り直後から荒尾沿岸沖合2定点のCOD値不適合状態が続く

荒尾市が毎年発行している公害調査報告書の中で、荒尾沿岸から沖合2定点における海域水質調査結果（COD）の令和2年までの実績値を見ると、潮受け堤防が締め切られた平成9年以降、環境基準が堤防締め切り前の3倍以上にもなり、以降改善することなく今日まで不適合の状態が続いているです。

潮受け堤防締め切り後の調整池の海域水質調査結果（COD）について、堀裕昭先生は、「平成9年に潮受け堤防が締め切られ、締め切り前の段階でCODは大体3、4といかないぐらいだったのが、その後急激に増加して、大体7から8くらいに增加了。COD7と8とか言うと、それを有機物全部を分解しようとすると、ほぼ酸素がなくなってしまう。・・・それくらいの有機物が締め切り後はずつと、調整池の水の中に含まれているということを意味します」と言われています。この調整池の水が、年平均で4億トン、年によっては5～6億トン近くも有明海に排水されているのです。

高橋徹元熊本保健科学大学教授は、「この排水が、すぐに海水と混じるのではなく、比重が軽いので、海水の表面を滑って行くように拡散して、対岸の荒尾や湾奥に流れていく」、調整池のアオコについても「ともかく一度堤防を開けて海水を入れれば、アオコは淡水に生息するものなので、完全に消滅してしまい、有明海への悪影響はなくなる」と説明されています。

これまで、有明海特別措置法による覆砂や海底耕運、またヘドロ化した干潟へアサリの復活をめざしたフルボ酸鉄シリカ資材などの投入が実証的に取り組まれてきましたが、CODの改善は見られず根本的解決にはまったく結びついていないことが明らかです。

福岡高裁判決に対し漁業者原告45人全員が最高裁に上告し、今年8月下旬以降から審理が始まる見込みです。これからも裁判は続きますが、有明海再生のために開門調査を避けて通れません。引き続き、開門調査の実現をめざして運動していく決意です。

水俣病を巡る司法の動向～水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟判決に触れながら～

弁護士 板井 俊介

1 歴史に逆行する司法判断

2022年5月1日で、水俣病は公式発見66年目を迎えた。昨年、各マスコミは65年目の節目の報道を続け、2021年9月には、水俣病問題を世界に発信する写真集「MINAMATA」を発行したアメリカの写真家ユージン・スミスを描いたジョニー・デップ主演の映画も公開された。

また、地方紙においても、水俣病問題につき、「魚介類が汚染されているのに直ちに漁獲禁止せず、水銀廃液を10年以上も垂れ流しきせるなど行政の『怠慢の歴史』とも指摘される。調査遅れが全面解決を阻んでいる。救済は終わっていない。これ以上、問題を放置することは許されない」と指摘されるに至っている（2021年5月7日付け琉球新報）。

水俣病をめぐる闘いは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たな闘いの土俵に移り、現在でも多くの訴訟が係属している。私が携わるノーモアミナマタ第2次国賠訴訟もその一つである。

しかし、近時、これまで多くの水俣病被害者、支援者、弁護団が世論に訴え続けて切り開いてきた歴史に逆行する判断が相次いでいる。

2 水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟熊本地裁判決

本年3月30日、熊本地方裁判所民事第2部（佐藤道恵裁判長）は、水俣病被害者互助会に加入する原告7人が、水俣病と認定するよう熊本県や鹿児島県に求めた訴訟において、原告全員の訴えを退ける判決を下した。

しかし、この判決は、以下の点で大きな過ちを犯している。

(1) 指定地域であっても水銀曝露を否定したこと

判決は、一部の原告を除き、メチル水銀に高濃度に曝露したとは認められないと判示した。

しかし、水俣病に関する現代の医学的知見では、魚介類を介したメチル水銀曝露歴があり、四肢末梢優位、または、全身性の表在感覚障害を認める場合には水俣病に罹患していると判断してきた。すなわち、水俣病の要件として高濃度曝露を求める



る今回の判決は、過去の議論に逆行りしており、現代の医学的知見に反するものである。

(2) 発症時期と診断を受けた時期を混同した誤り

また、この判決は、原告らの症状が、メチル水銀曝露の終了から20~30年経過して発症しており、現代の医学的水準に基づく水俣病発生の機序に合致せず、メチル水銀由来の症状であると合理的に説明できないとした。

しかし、メチル水銀曝露の終了から20~30年経過して水俣病との診断を受けたからといって、その診断の時に水俣病を発症したわけではないことは明らかである。曝露がより軽度になるにつれて潜伏期はより長くなる傾向があり、曝露から発症までの期間は容易に決定できないというのが、水俣病の発症機序に関する現代の医学的知見の到達点であるが、判決はこれを無視するものである。

(3) 症状の変動を不当に評価

さらに、この判決は、原告らの医学的所見が消失と出現を繰り返しており、症状の原因が他の疾患による可能性も否定できないとも判示した。

しかし、水俣病の症状も他の疾患と同様に変動することは、現代の水俣病臨床研究で明らかにされており、水俣病特別措置法も四肢末梢の感覚障害が水俣病に典型的な症状であることを前提にしている。抽象的な可能性で四肢末梢の感覚障害を他の疾患によるものとすることは、2013年最高裁判所判決に照らしても許されない。

今回の熊本地裁判決は、かつての多くの訴訟で水俣病被害者らが人生を懸けて切り開いてきた現代の医学的水準に基づく水俣病の知見を無視するものであり、およそ受け容ることはできないものである。

中小企業家振興基本条例制定運動

税理士 山本 友晴

中小企業憲章が2010年（平成22年）6月18日に閣議決定され、2022年の今年12年を迎えます。

前文に始まり、1基本理念、2基本原則（5項目）、3行動指針（8項目）そして結びとなっており、この冊子は、経済産業省 中小企業庁事業環境部企画課によって配布されているところです。

中小企業家同友会全国協議会は、中小企業は経済の骨格をなすものであり、地域になくてはならないものであると、ヨーロッパの小企業憲章に学び、この中小企業憲章運動に取り組んできています。その過程の中で、閣議決定ではありますが、中小企業憲章が民主党政権時に決定されたことをとても歓迎しました。しかし、これはあくまでも閣議決定であるので、国会決議となるように運動を広めています。そして中小企業庁の省への昇格（そのためには予算の設定も必要です。）と中小企業の日（7月20日）の制定を目指しています。

中小企業振興条例の必要性は市民権を得てきており、全国の都道府県にこの種の条例が制定され、403の地方自治体（2022年4月1日現在）で制定されています。

制定された条例は、各自治体によって名称・内容が様々であり、より高い内容の条例が求められています。

中小企業家同友会全国協議会では、

- ・中小企業振興基本条例は、今なぜ必要か？

① 衰退の危機にある地域経

済を内発型産業振興で活性化させる。

② 自治体が10年先を見据えて基本条例を制定し、中小企業を軸に産業振興を進める。

③ 自治体行政に中小企業を第一に考えるという意識変革を進めていくため。

- ・条例に何を盛り込むか？

① 県民、産業従事者を元気にする迫力

② 純空事でなく、実行性・実効性を確保できるか

③ 産業振興会議の設置など具体的ニーズに対応する

仕組みがあるか

- ④ 若手の経済人や行政マンなど地域の将来を担う人材育成の視点、次世代へのメッセージが込められているか

以上のようなことを中小企業振興条例の必要性について発信しています。

熊本県中小企業家同友会では、憲章条例・推進本部を設け、この必要性・内容を深め各自治体や関係団体への働きかけを行うことを運動の理念として掲げています。

中小企業振興基本条例制定が全国へ広がっていますが、条例が絵空事となっているのが散見されます。その事もあり、条例づくりマップなども利用しながら運動を行っているのが現状です。条例づくりの基本は、市民参加型の条例づくりです。行政はもちろんのこと、経済団体、消費者団体、労働者団体など幅広く参集してもらい、議論しながら積み上げていくことが、中身の濃い条例になります。制定されているものについては、濃い内容とするための運動も必要です。この条例に関心を持ち行動することが今求められているのではないかと思います。

以下に、同友会が「条例ロードマップ」を作っていますので添付します。



＜第2回地域交流会報告＞ 御船町の巨大な産廃施設 ホントに必要？

事務局長 福川 雅三

地域交流会は、各地域の課題や問題、新たな取り組み、成功事例など地域の話題を共有する機会として、2月に第1回の交流会を開催しました。これに続く第2回目を、5月12日にリモートで実施し、県内各地から11名の参加がありました。主に御船町上野地区に建設が予定されている巨大産廃施設の動向について情報交換を行いました。

御船町に建設予定の産廃施設は、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町の上益城5町の地域循環共生圏推進を名目に、大栄環境株式会社と石坂グループが建設を進める施設です。ばい煙や廢液、乗り入れトラックの騒音や交通障害など環境や交通の問題について、地域住民に不安が広がっています。

施設の概要は、処理対象が一般廃棄物、産業廃棄物、災害廃棄物等となっていて、それぞれ一日の処理規模が、リサイクル施設900t、エネルギー回収施設400t、メタン発酵施設30t、堆肥化施設60tとなっています。上益城5町の廃棄物の日量83t程度を遥かに超えていることから、県内他地域の廃棄物はもとより、広く県外の産廃が持ち込まれ、処理されることが予想されます。

また、10t トラックで一日100台以上が行きかい、24時間フル操業となれば、早朝や夜間も トラックが走る事にはならないかと心配する住民に対して、細かい説明はないと言います。

御船町の谷村氏は、報道発表から5か月の間に、対象地域となる上野地区の住民だけを対象とした説明会が3回実施され、説明会には上益城郡5町の町長や代理、議員、県職員など50名程が詰めかけたと言う。地権者の中には、後日の報道で産廃施設と知り反対したが、三重県の施設を見せられて賛成に変わった方もいるということですが、反対住民は、3月28日に「5町協議会」を立ち上げ、住民投票の実施を目指して看板立てなどを始めています。

一方、大栄環境の関係者は、当初は100%反対から始まるが、これまで賛成を取り付けて来ていると自信をにじませています。伊勢市では、業者が産廃施設に関わる道路の整備や補修を行い、住民を懐柔したり市議を取り込むなど、ものを言えない状況を作り出していると言います。



これ程巨大な産廃施設が御船町に本当に必要なのか、町当局は、住民が納得のいく説明を丁寧に行い、合意を得る努力をすべきではないでしょうか。

荒尾市からは、ドイツで失敗したRDF方式のゴミ処理施設が期限を迎えるのに合わせ、市は5年をかけて新しい施設を作る予定との情報が寄せられました。202億円をかけて計画するのは、日本で最も多いストーカー方式の焼却施設のようです。

市民からは、大量にCO₂を排出する焼却方式は改めて、生ゴミのたい肥化や資源の再利用に向けた未来志向の施設にするべきではないかという声が上がっていますが、民家から離れた予定地から半径12kmの住民に対して、住所・氏名・電話番号等の記入を求めるアンケート方式で意見を集めなど、文句を言えないやり方で着々と準備を進めているという報告がありました。

そのほか、人吉球磨の文化活動の中心である人吉市カルチャーパレスの休館問題では、市民劇場などの活動に影響が出ていて、早急な利用再開を求める取り組みが行われているとの報告。菊陽町に建設が予定されているTSMCについては、大企業呼び込み型の地域経済活性化策や地下水汚染・枯渇への懸念が報告されました。

次回の第3回地域交流会は、7月末から8月初めに開催する予定です。

多くの参加者が得られるよう、事前の声掛けに努めたいと考えています。会員の皆さんも是非ご参加ください。

<2022年度総会報告> 調査・研究成果を広く住民に届け、 みんなで会員拡大に取り組もう！

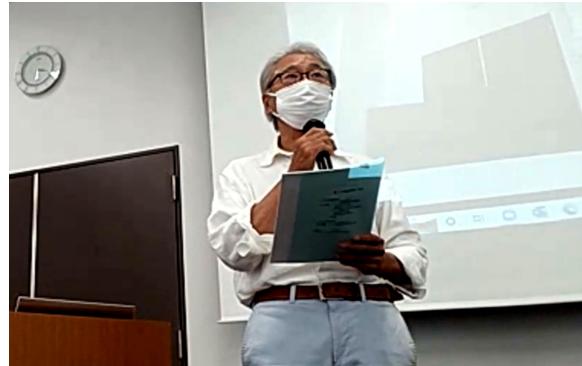
研究所では6月12日、2022年度総会をZOOMも併用して開催しました。会場である嘉島町民会館に16名、リモートで5名が参加し、熱心な討議が行われました。

総会は川上和美理事の司会で開会し、議長に北園敏光氏を選出、中島熙八郎理事長が開会あいさつを行いました。中島理事長は、「今年度はコロナにより様々な取り組みが縮小、断念に追い込まれたが、新しい事務局が加わったり、ベテランの皆さんの方で難局を乗り切ってこられた。この間コロナ禍において様々な問題が露呈し、それを月報やシンポジウムで取り上げ、問題点を深め、問題提起をしてきた。また豪雨災害では、共著の書籍を1冊発行し、くまもと自治体学校で地域住民のための治水とは何かのシンポを開くなど、初めて主体的に取り組むことができた。熊本地震からの復興については、地域の方々に依拠し、支え、どうするのかを議論し問題提起してきた。今日は積極的にご意見をいただき、今年度の事業計画にさらに豊かに反映していきたい」と述べました。

総会では、①2021年度事業報告 ②2021年度決算報告・会計監査報告 ③2022年度事業計画案 ④2022年度予算案 の4項目の議題について、報告・提案と質疑を行いました。事業報告・事業計画案は福川雅三事務局長が報告し、決算報告・予算案は渕上和史氏が行いました。

昨年度の事業の特徴としては、コロナ禍により多くの部会・研究会が活動休止となっていましたが、オンラインも活用しながら活動を再開し、また新たに「子どもと教育部会」が生み出されたこと。新型コロナや7・4豪雨災害・熊本地震からの復興などで、真っ当な政府・自治体による人間らしい血の通った施策の実現を目指す充実した取り組みができること。一方で、研究所の事務局をはじめとする体制の強化と財政の改善という課題が明確となったことです。今年度については、昨年度の事業で得られた知見と共感を基礎に、より広い方々の参加のもと解決の方向を追求すること、また研究所に託された様々な期待に応えていけるよう、会員の拡大と会員のみなさんの力を引き出す努力をすることが提案されました。

質疑・討論では、会員限定メーリングリスト作



開会のあいさつに立つ中島理事長

成による有益な情報の活用と会員拡大、くまもと自治体学校への意見、外部団体等へのスタディツアーや事業による学習機会の提供と事業収入増など、多岐にわたる意見が寄せられました。討議を経て、すべての議案は満場異議なく承認・採択されました。

閉会あいさつで板井八重子副理事長は、「記念講演会で今坂先生のジェンダー問題の講演を聞いた。医療の世界で性同一性障害という名前で病気と言っていたものを、病気ではないと世の中が変わっているという認識にあらためることができた。今後ジェンダー問題研究会を立ち上げるが、何をテーマに研究するか、みなさんと知恵を集めていきたい。昨年度は月報が充実し、さらに多くの議員・住民に届けたいが、ホームページの充実が進んでいない。それを進めるために、新しい手立てを打って、自治研の成果を住民に届けられるようにしたい。また、調査研究の成果を自治体や関係機関に提言・記者会見し、多くの方々が悩み困っていることを、声を上げることで社会が変わることを示したい。活動のウイングが広がっているので、多くの人とつながり、会員を拡大できるようにみなさんでやっていきたい」と述べ、会を終えました。

総会に先立って行われた総会記念講演会は、今坂洋志氏に「性とジェンダーの基礎知識～性の人権と平等を考えるヒント～」と題する講演をいただきました。講演の内容については、次号で詳しくご紹介します。

読者のひろば



生活保護基準引き下げ行政処分取り消し
請求裁判（いのちのとりで裁判）
熊本地裁で勝利判決
熊本県生活と健康を守る会連合会
会長 右田 捷明

「ストップ！生活保護基準引き下げ行政処分取り消し請求訴訟裁判」において、5月25日熊本地裁において「処分を取り消す」との原告勝利判決の言い渡しがありました。

熊本県内の生活保護利用者36名が、2013年8月に行われた生活保護基準の減額処分は生活保護法に違反するとして提訴していたものです。

全国29地裁で提起された同種の訴訟で10件目の判決で、勝利判決は大阪地裁に次ぐ2例目です。

判決内容は、物価下落が過大に表れる「デフレ調整」の基準日の設定が適切であったか、被保護世帯の実態とかけ離れた生活扶助CPIという独自計算を使った引き下げの判断が適切であったか、専門的知見に基づく適切な分析及び検証が行われていない、など大臣の判断過程及び手続の過誤欠落があると判断し、処分取り消しの判決が言い渡されたものです。

原告団・弁護団の主張がほぼ認められた判決であり、生活保護制度が社会保障制度の最後のセーフティネットとしての重要性を明らかにしたものと言えます。

原告団・弁護団では、全国の原告団・弁護団とともに控訴しないよう要望しています。

A decorative horizontal line at the bottom of the page featuring a repeating pattern of small, stylized floral or star-like motifs.

原発避難者訴訟、最高裁判決に異議あり！ 熊本県労連議長 模木 光男

6月17日、最高裁判所は、東京電力福島第1原発事故によって被害を受けた住民や福島県内から避難した人たちが、国に損害賠償を求めた、いわゆる「原発避難者訴訟」の上告審判決において、国の責任を認めない不当判決を下しました。

国が2002年に公表した地震予測において、福島沖で津波地震が発生する可能性が指摘されていたにも関わらず、国は電気事業法に基づく規制権限を東電に対し行使することはありませんでした。その結果、福島第1原発は、地震と津波により、その安全設備の機能を喪失、過酷事故に至り、住民の故郷・暮らし・生業を奪いました。国が、取

り返しのつかない過ちを犯したことは、動かしとうがない事実です。しかし、最高裁はこの事実から目を背けました。今もなお、8万人もの人びとが故郷に帰れず、故郷を喪失したままです。国は、原発事故被害者を切り捨てるかのように、医療・介護費の減免を打ち切ろうとしています。また放射能汚染水の海洋放出という、過ちを繰り返そうとしています。

国は、安全神話をかけ、国策として原発を推し進めました。私たちは国民として、最高裁に異議を唱え、被害者に寄り添って、引き続き国の責任を追及していくべきです。同時に、原発差し止め訴訟とも連帯して、一刻も早く原発ゼロの社会を実現すべきです。

核ごみ議事録非開示は違法

熊本市 杉本 由美子

3月29日、原発の高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分場選定に向けた文献調査が進む北海道寿都町の住民が議会に情報公開請求した議事録が非開示決定になったのは条例違反として町に決定取り消しを求めた訴訟で、函館地裁は決定を違法として取り消した。新藤裁判長は判決理由として「町民の知る権利の保障を十全なものとする町条例の趣旨が埋没する」と述べた。4月8日、町議会は、裁判の結果を真摯に受け止めるとして控訴をしないこととした。4月28日には片岡寿都町長が出席して、非公開で行われた町議会全員協議会の議事録全てを開示した。

片岡町長は「町民に伺いを立てて勉強会をするとかえって面倒な話になる」と言い、文献調査と第2段階の概要調査で計90億円が交付されることについても「魅力です」と述べ、交付金目当ての本音を隠そうともしなかった。（北海道新聞電子版より）

無害化に10万年はかかるという核ごみの問題、文献調査に入ったらもう後には引けない、政府は決まると解釈して着々と進めていく。弱いところに札束をちらつかせて押し付けていく国のやり方、わかってはいても苦しい財政から手を挙げてしまう自治体。日本のあちこちで行われている構図だ。今こそ私たち自身で考える自分たちの住みたい自治体をつくっていくときなのです。

コラム 肥後の散歩道

北岡 秀郎

(第10回) 麦秋（一面の麦の実り）

収穫の時期は秋とは限らないのに、秋にこだわるのはなぜだろう。やはり米を中心として暮らしが成り立っていたのだろうか。米の収穫だと秋が普通だ。

麦の実りの隣では、レンゲの花の絨毯が広がっていた。すぐに田植えが始まる予告だ。田植えが終わるとカエルの合唱が聞こえ、秋の収穫期には稻わらが積まれ、刈り取りが終わった田のあちこちから煙が上がっていた。

厳しい労働ではあったが、それは豊かな農村風景を形作っていた。

聞けば、麦秋を迎えた麦のほとんどはビール会社へと届けられるそうだ。田んぼの米が飼料米に

なるのはいい方で、耕作放棄地になる率が大きくなっているという。これは豊かな農村風景ではない。

地球のどこかには、今の世に飢えに苦しむ人がいる。収穫しても船での積み出しができないとウクライナの農業会社が悲鳴を上げていた。かの国でも麦秋らしく、収穫しても倉庫がいっぱいだそうだ。野蛮なロシアの侵略で、世界の多くの人たちが迷惑している。

もっとも地球的歴史から言えば、今の人類はやがて滅亡するそうだ。かつての恐竜みたいに。何億年か後、新しい次の人類が栄えたとき、考古学者は「かつての人類は愚かなもので、殺し合いを繰り返して滅亡していった」と分析するだろう。なんだか昔観た「猿の惑星」のようになってきた。

第64回自治体学校in松本

- 7月23日（土）～25日（月）
- 長野県松本市 キッセイ文化ホールほか
- 内容
 - ・記念講演①
「参院選の結果とこれからの課題」
中山 徹氏（奈良女子大学教授）
 - ・記念講演②
「大規模災害に備える自治体の課題」
室崎 益輝氏（神戸大学名誉教授）
 - ・リレートーク
「コロナ禍最前線一住民の暮らしを支える
自治体労働最前線」
そのほか6分科会・1講座・3現地分科会など
- お申込み：自治体問題研究所
TEL 03-3235-5941

第55回市町村議会議員研修会[ZOOM]

- 8月19日（金）・22日（月）
- 内容：
 - ・第1講義
「危険！建設残土一土砂条例と法規制を求めて」 畑 明郎氏（滋賀環境問題研究所所長）
 - ・第2講義
「自治体財政の基礎を押さえて『財政危機』の正体を知る」 森 裕之氏（立命館大学政策科学部教授）
- お申込み：自治体研究社
TEL 03-3235-5941

〈注目の書籍紹介〉

社会保障のあゆみと協同 芝田 英昭（著）

自治体研究社刊 ￥1,870（税込）



社会保障は、私たちが生きていく上で必ず抱える生活問題を緩和・解決するための公的な制度・政策や協同の取り組み。本書では、社会保障の基本的枠組、歴史、さらに生命の尊厳、協同の力・運動・実践と社会保障発展との関係性を紹介する。

編集後記

6月20日の東京都杉並区長選は、無所属新人の岸本聰子氏が初当選。岸本氏は、オランダで自治体の公共サービスを研究。区が進める児童館廃止計画を住民参加で見直すように訴え、支持を広げたという。「開かれた区政」を掲げ、対照に「話し合いも結構だが決めるのは区長」と区民を声を切り捨てた現職区長を破った。さて参院選、國民とともに歩む候補者・政党は？（F）